

掛川市外 2 組合公平委員会規則第 1 号

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年 4 月 30 日

掛川市外 2 組合公平委員会

委員長

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

機 関		職	
掛川市	各任命権者共通	理事 部長 参与 課長 参事 主幹 室長 専門官	
	議会事務局	事務局長	
	市長事務部局	総務部	法務係長 職員係長 財政係長 財産管理係長 人事、給与、服務及び職員団体に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
		企画政策部	経営戦略係長 行革推進係長 秘書係長 組織及び職務権限並びに行政改革に関する事務を担当する職員（企画に関する事務を行う者に限る。）
		危機管理部	危機管理監
		支所	南部行政事務局長 支所長 支所次長
		水道総務課	所長
	出納局	会計管理者	
	教育委員会	事務局	教育長 教育次長 主席指導主事 指導主事 所長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭
		幼稚園	主席園長 園長
		保育所	主席園長 園長
		給食センター	所長
		美術館	館長
		図書館	館長
	選挙管理委員会事務局	書記長	
	公平委員会事務局	企画に関する事務を担当する書記	
	監査委員事務局	事務局長	
	農業委員会事務局	事務局長	
掛川市・菊川市衛生施設組合		所長 副所長	
小笠老人ホーム施設組合		施設長	

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。